

🎧 議会だより ふたば

第 102 号
平成24年11月

発行：双葉郡双葉町議会
編集：双葉町議会報編集委員会
〒347-0105
埼玉県加須市騎西598-1（旧騎西高校内）
☎0480-73-6880（代表）



震災前の十萬山から見た風景（平成22年秋撮影）

主な内容

第3回定例会

- ・このようなことが決まりました……P 2～4
- ・行政視察レポート……………P 5
- ・一般質問……………P 6～11

議会のうごき・第2回臨時会……………P 12

町の花 木 鳥



が決まりました

原案可決
賛成全員

（条例制定・改正）

◆ 双葉町介護保険財政安定化

特例交付金基金条例の制定

福島県から交付される福島県介護保険財政安定化基金特例交付金を適正に管理運営するため、基金を造成するもの。

◆ 双葉町国民健康保険税条例の一部改正

平成24年4月1日を基準にした被保険者を基に算出した税率を改正するもの。

◆ 双葉町出産祝金支給条例の一部改正

先の東日本大震災を含む、不慮の疾病・事故などにより養育していた児童を亡くした者が、新たに出産し扶養者になった場合、亡くした児童を現に養育しているものとみなす旨明記するためのもの。

◆ 双葉町重度心身障がい者医療費の 給付に関する条例の一部改正

平成24年10月1日から双葉町子ども医療費助成に関する規則が施行されるため、関連する条例の一部を改正するもの。

◆ 双葉町国民健康保険条例の一部改正

平成24年10月1日から子どもの医療費無料化の対象年齢を現在の15歳から18歳に引き上げるもの。

内容は次のとおりです。

議員発議などの議案が提出されました。

条例の制定・改正、補正予算、契約の締結、

ら25日までの8日間の日程で開かれました。

平成24年第3回議会定例会は、9月18日か

【傍聴者数】

・18日 ……20人
・19日 ……30人
・24日 ……21人
・25日 ……29人

合 計 100人

↓
・双葉町民 27人
・町 外 14人
・報道関係 59人

原案承認
賛成全員

（専決処分）

◆ 平成24年度一般会計補正予算

歳入歳出総額43億258万5,000円のうち、歳出を補正。

・危険木撤去委託料、重機借上料の追加に伴うもの。

原案可決
賛成全員

（契約締結）

◆ 物品購入

放射線等線量計を購入するもの。

・金 額 6,804万円
・相手方 東京都中央区日本橋浜町二丁目
6番1号
(株)アンビエント

◆ 物品購入

マイクロバスを購入するもの。

・金 額 887万2,500円
・相手方 福島市大平寺字沖高25番地
福島トヨタ自動車(株)

（人事）

双葉町教育委員会委員に

岡村 隆夫さん（新山）

井上 了子さん（下条）

任命同意
賛成全員

第 3 回 定 例 会

9月18日～25日

このようにこと

原案可決
賛成全員

(平成24年度補正予算)

◆一般会計

歳入歳出それぞれ10億1,200万5,000円を追加し、総額53億1,459万円

◆国民健康保険特別会計

歳入歳出それぞれ7,853万1,000円を追加し、総額11億253万8,000円

◆公共下水道事業特別会計

歳入歳出それぞれ3万6,000円を追加し、総額3億4,019万3,000円

◆介護保険特別会計

歳入歳出それぞれ2億2,188万8,000円を追加し、総額8億4,257万5,000円

◆後期高齢者医療特別会計

歳入歳出それぞれ3,686万2,000円を減額し、総額2,143万円

【一般会計の歳出の主な内容】

(総務費) 公的個人認証システム構築経費の増額など、4,634万2,000円追加。

(民生費) 第5期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画災害ニーズ調査委託料や子どもの医療費助成の対象年齢の拡大に伴う電算システム改修経費、災害弔慰金の増額など、1億294万8,000円追加。

(衛生費) 健康手帳作成業務委託料や内部被ばく検査経費、双葉地方水道企業団負担金の増額など、1,310万7,000円追加。

(農林水産業費) 園芸産地等復興支援事業補助金などの増額で、1,503万5,000円追加。

(土木費) 深谷跨線人道橋応急復旧に係る測量設計委託料の増額など、846万7,000円追加。

(諸支出金) 決算剰余金の財政調整基金への積み立てや寄附金の各種基金への積み立てなど、7億6,066万2,000円追加。

否 決

賛成4人 反対4人
(出席議員8人中)

(議員発議)

議会最終日の9月25日、菅野博紀

議員ほか1人から議員発議として双葉町長不信任決議案が提出されましたが、採決の結果、4分の3(6人)に達しないため、否決されました。

「提出の理由」

今定例会の一般質問で双葉町役場機能本体移転についての町長答弁は、誠意を欠いたもので納得できるものではなく、6月定例会での特別委員会の報告でも言われたとおり、速やかにいわき市に誠意をもって対応するようにとの報告がされたにもかかわらず、市長と一度も面談することなく、6月から役場機能移転の件が進んでいないことは議会軽視であり、容認できるものではない。したがって、町長井戸川克隆君を信任しない。

討 論

『反対討論』

▽昨日の全員協議会でも十分な説明を受けたと思います。一般会計補正予算に仮庁舎建築調査設計業務委託料という形で挙げていました。実際に訂正をされましたが、一生懸命取り組んでいらつしやると思いますので、反対いたします。▽全協の説明でも、受け入れ先のことを考えると非常に神経質な、デリケートな対応という話もありました。今はとにかく混乱を避けて1日も早く話し合いを進めるべきだというふうに思いますので、反対いたします。

『賛成討論』

▽昨年6月以来、借上げ住宅にいった人仮設に入った人、その後は何の進展もありません。町長は議会ごとに、町民の皆さんと相談する、議会に相談する。こういう大事な話も6月の議会以降、議長のほうに申し入れもなく、話の中には、相手があるから、人間社会、相手がいないと物事進むなんてことはありません。そういうことは理屈になりません。すべての面において補償の線引きについても相手側があるのです。全然変わっていませんので賛成です。▽提案理由に納得しておりますので、賛成させていただきます。

平成23年度

原案可決
賛成全員

（決算の認定）

【一般会計・特別会計決算】

歳入	103億1,831万3,080円
歳出	96億70万3,967円
差引	7億1,760万9,113円

平成23年度決算は、上記のとおり認定されました。詳しい内容は、広報ふたば11月号2～5ページをご覧ください。

双葉町一般会計・特別会計歳入歳出決算 及び基金運用状況に関する意見書

【総合審査意見】

平成23年度双葉町一般会計並びに特別会計の審査については、支出内容及び予算執行状況は適正と認められました。

一般会計では、歳入決算額が前年度に比べ19億3,348万円（31.8%）増、歳出決算額20億542万7,000円（36.2%）増となっています。

不納欠損額については、一般会計、特別会計あわせて、1,120万8,599円、収入未済額は2億8,394万545円（うち繰越明許費4,832万3,000円）です。

双葉町財政健全化については、町、議会等の取り組みで、平成23年度単年では18.3%であり、実質公債費率20.9%（3カ年平均）で18%を目標に取り組んでいます。

依存財源が一般会計全体の67.5%を占め、町としての税収がこれ以上減ってしまえば行政としての機能が失われつつあるのではないかと心配です。

基金は、後年度の財政負担を考え、平成23年度36億3,364万9,915円積み増しをして、現在高は80億2,644万6,956円となっています。

昨年の東日本大震災から1年半経ち、何も決まらない現在、高齢者はもう限界です。長い間に培った絆は離れ離れで、子達健康を考える親達は、また若く仕事を求める人達は、双葉町には戻れないと考えているのではないのでしょうか。帰還するにしても、今必要なことは、安心して生活できる賠償です。賠償金が支払われなくては、町民は希望がもてません。帰還できたとしても生活するための環境整備はどのくらいの期間が必要か、帰還の時期をはっきり云ってほしいと大半の町民は考えているはずです。

平成24年度もより厳しい財政になりますが、帰還を考えれば経費削減で取り組んでいただきたい。以上、申し上げまして、平成23年度の決算審査にかかる意見とします。

平成24年9月

双葉町監査委員 五十嵐 一 雄
双葉町監査委員 高 萩 文 孝



行政視察レポート

7月24日～26日

7月24日から26日までの3日間、議員全員で、放射線被ばくに関する調査・援護対応・実態調査することを目的に、広島大学原爆放射線研究所、広島市議会・広島市役所健康福祉局、（公財）放射線影響研究所の視察研修を行いました。概要は次のとおりです。



▲広島市議会



▲広島大学原爆放射線研究所

【広島大学原爆放射線研究所】

放射線と人体の影響について、研究所の神谷所長の説明を受けました。放射線は、自然からも受けており、宇宙、食べ物、大気中、大地から一人当たり1年間に約2.4ミリシーベルトの自然放射線を受けているとのことでした。放射線の確定的影響としては、細胞のDNAなどに傷が生じるが、細胞や組織のはたらきへの影響はみえない、多くは修復されるが、されなかった場合にはがんなどが生じる。線量に応じて生じる。とのことでした。また、被ばくのリスクは、生涯受ける被ばく線量に応じて比例して上昇しますので、正確な放射線量を知ることが大事とのことでした。

【広島市議会・広島市役所健康福祉局】

広島市議会を訪問し、広島市役所の健康福祉局原爆被害対策部の職員から被爆者援護について説明を受けました。援護については、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律によるものや、広島市が定めた広島市原子爆弾被爆者援護要綱によるものがあります。被爆者とは、広島市長から被爆者健康手帳の交付を受けた方のことということでした。

原爆体験者は、今なお健康面が不良であり、放射線による健康不安がその重要な要因の一つであることが明らかになり、今後、原爆体験者の高齢化が進む中で、健康不安がさらに大きくなることが予想されるとのことでした。また、未指定地域の黒い雨体験者は、心身健康面が被爆者に匹敵するほどの不良であり、これまで黒い雨等に含まれる放射性降下物の実態が十分に解明されていない中で、何らの対応策もとられてこないことが健康不安を増大させていた可能性があるとのことでした。

【（公財）放射線影響研究所】

放射線の人体の影響については、大久保理事長と小笹疫学部長から説明をうけました。自然からの放射線や日本の大地からの放射線、医療等による人工放射線をうけており、線量率では、同じ線量を短時間で被ばくするか長時間で被ばくするかで、一般的には、低線量被ばくの方では、確率的影響も含めて健康影響は小さいと考えられるとのことでした。被爆時年齢とその後の加齢の影響としては、被爆時年齢が若い人ほどリスクが大きい、10歳若いと、全固形がん死亡は30%増加する。被爆後年数が経つほど、相対的なリスクは小さくなる。10グレイ以上の全身被ばくを短時間に受けると、現在の医療技術でも生命を救うことは困難で、1グレイの被ばくで約10%に人に嘔吐などの症状が現れるとのことでした。2.5キロ以内で直接被爆したひとすべてについて白血病は約2倍、その他のがんは1.1倍になります。放射線被ばくの影響は、がん以外にも見られます。現在放射線との関係が明らかになっているのは、甲状腺の良性腫瘍、副甲状腺の良性腫瘍、子宮筋腫、胃のポリープということでした。低線量被ばくについては、放射線の影響でがんになるのか、たばこなどの影響でがんになるのかわからないとのことでした。

町政を問う

白岩 寿夫 議員



仮設住宅の対応

質 問

いつ起きるかわからない火災や仮設住宅敷地内での交通事故など、安全対策はどのようになっているか。

町長答弁

改めて、消防本部及び福島県にその後の経過を確認したところ、仮設住宅を所管する福島県建築住宅課としては、「法律上問題の無いよう配置しており、また、他の市町村も同様」との事で、対応は出来ないとの回答で

ありました。

グループホーム「さんだんの家」及びサポートセンター「ひだまり」があり、自治会からも要望があったいわき市南台応急仮設住宅には、町単独事業で、万一の火災発生時に備え大型消火器3台を設置するための予算を計上しております。引き続き消防署の指導をいただき火災予防啓発活動に取り組み、防火対策を推進してまいります。

交通事故対策では、管轄する地元警察署の協力により、7月以降、2回の交通安全教室を開催しておりますが、内一回は、高齢者を対象に実施しております。また、地元交通安全協会より、「止まれ」ステッカーの支援がありましたので、仮設内における子供達への飛び出し防止への注意を喚起しております。他にも「交通安全運動キャンペーン」等の機会を捉え、日ごろ

から、事故防止への意識の向上を図ることで、避難生活が長期化する中、引き続き、交通安全対策に努めてまいります。

住民の一時立入

質 問

自由に自宅に戻れない中、一時帰宅の立ち入りの許可を受けたが都合が悪く帰宅ができなくなった場合、有余期間が必要と思うが、どのように考えているか。

町長答弁

一時帰宅に関しては、内閣府の原子力災害対策本部であるオフサイトセンターにて作成される計画案により、双葉、浪江、大熊、富岡の関係各町との協議を経て日程が決定されます。

やむを得ず帰宅を中止せざるを得なくなった場合は、双葉町に割り当てられている別の日程をお知らせして、再度ご予約を組んでいただいております。各巡目の後半期間や他

の日程に空きがない場合などは、オフサイトセンターと関係各町との協議を経て、予備日程期間中に双葉町の割り当て日を設定し、対応しております。

予備日程でもご都合が折り合わない場合については、次の巡目での一時的帰宅を検討させていただきます。

質 問

放射線量の多い区域に入る場合は十分な安全管理が必要と思われるが、どのような対策を考えているか。

町長答弁

オフサイトセンターモニタリング班が前日に立ち入り区域内の空間放射線量事前測定を実施し、帰宅時間中に立ち入者の被ばく線量が1ミリシーベルトを超えないことを確認したうえで一時帰宅が行われております。立ち入られる方には一人ずつ積算線量計を渡して一時帰宅中の積算線量を計測させていただき、帰りの際にお知らせしております。

町民の皆さんの安全確保のため、一時帰宅中は、双葉町内に安全管理者・放射線管理者・町職員を乗せた巡回バスを運行するほか、警察や消防機関とも連携体制を整えております。

巡回バスでは、町内のパトロールを実施しており、町民の皆さんより無線にて連絡があった際には、要望に応じて現場に向かい、アクシデント解決のための初動対応にあたっております。

一時帰宅中に、町内はじめ警戒区域内で不測の事態が発生した場合には、中継基地と巡回バス、警察・消防機関、発電所事業者が連携し、町民の皆さんの安全確保に努めております。

年度内に役場本体機能を福島県内に戻すこと

質 問

今現在どのような状況になっているのか説明してほしい。

町長答弁

6月定例会以降2回にわたり、役場機能移転庁内検討委員会を開催し、町民の皆さんへの生活支援、効果的な行政サービスの維持継続が可能な地域であること、安全が確認できるまでの間の中長期的に亘る避難を支えることが可能な地域であることを前提条件に場所の選定を行っているところであり、受け入れ自治体の意向が最も重要ですので、現在、協議を進めているところであり、仮庁舎の建築についても概略設計を行っているところで、今議会に土地の測量並びに建築設計費を計上したところであります。建築費が固まり次第、仮設庁舎建築費の予算化をお願いしたいと考えております。概略設計に関しては、他の町村の仮庁舎の基準を参考とし、職員一人当たりの必要面積、会議室等を含めて、規模を決定したいと考えております。

菅野 博紀 議員



町賠償

質問

町で東京電力(株)に出した賠償請求の期間と賠償に関する計算方法は、

一部の町民の方々に町賠償に関して取り下げすると約束したそうだが、取り下げしたのか。

町長答弁

損害賠償の期間については長期にわたり財物が使用できないことから再調達価格を賠償金額としており期間はありません。計算方法ですが、土地については、宅地は平成

22年1月1日現在の公示地価・平成22年7月1日現在の基準値標準価格を平成23年1月1日現在の固定資産評価額で除した平均値を係数とし、この係数に固定資産評価額を乗じて事故前評価額としています。

宅地以外は平成22年度双葉町公共用地取得価格を事故前評価額としています。

土地については民法上の所有権の移転の観点から減価率を90パーセントとしています。

建物については減価率を100パーセントとし、事故前評価額は町が加入している財団法人全国自治協会の建物災害共済及び社団法人全国公営住宅火災共済機構の住宅災害共済における共済基準額(北小学校の耐震補強・改造工事については工事費用)を事故前評価額としています。

取り下げについては一

7000人

復興会議

質問

7000人の復興会議は、誰のためのものなのか、また会議の進め方について、町長の考え方を伺いたい。

町長答弁

7000人の復興会議は、双葉町復興まちづくり委員会において、復興まちづくり計画を策定していくに当たり、町民の皆さんの意向が十分に反映された計画とするため、町民一人一人の双葉町の将来像に対する意見を求めるために実施しているものです。

その点、7000人の復興会議は誰のものかについては、町民一人一人が町の将来について考える機会を提供するものであり、町民の皆さんのために実施しているものにほかなりません。

会議の進め方については、7000人の復興会議は、現在、多くの避難者がいる地域を対象としてワークショップなどの会議を開催しているほか、今後、若者などを対象としたインターネットの意見投稿、町民一人一人に

まちづくりノートを配布して紙面による自由な意見を求めるなど、様々な手段を用いて、町民一人一人の意見をできるだけくみ取るものです。

この目的を踏まえ、会議の運営についても、町民の皆さんが意見を出しやすい仕組みとなるよう、復興まちづくり委員会でご議論をいただきながら、進めていくことを考えております。

双葉町弁護団

質問

町民の方々に期待をさせた精神的慰謝料は増額されたのか、平成24年8月末までの実績は。

町長答弁

精神的損害については、

原子力賠償紛争審査会の間接指針が一人当たり月10万円を下限とする基準を示しているのに対して、双葉町弁護団は、一人当たり月35万円を基準として東京電力に請求をしているものと承知しています。

しかしながら、双葉町弁護団の請求に対して、これまで月に35万円の精神的損害が認められたとの報告は受けておりません。

質問

不動産・建物・財物等に関しての対応は、行政として考えているのか。

町長答弁

財物の賠償基準については、これまで双葉郡として国との協議を重ねてきましたが、その協議がすべて整うことなく、7月20日に経済産業省から避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方が公表され、これを踏まえて、7月24日に東京電力から避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施が公表されました。

町及び双葉郡として、今回の発表は、あくまで下限となるべきものと理解しております。

今回の賠償基準には、いまだ不十分な点も多く、双葉郡8町村として要求書を国に提出しているところ です。

また、これまで18回にわたって開催した住民説明会において、町民の皆さんから、賠償基準に納得できないという意見が多く出されたところであり、このことから町民の皆さんは、基準にとらわれずに自己の責任において、正々堂々と自己主張されることを願っています。

今後とも双葉郡の他の7町村とも連携しながら、賠償基準の見直しを国に求めてまいります。



町政を問う

町政を問う

清川 泰弘 議員



避難区域の再編

質問

国との話し合いはどこまで進んでいるのか。
国が示している3区域にするなどの地域がどの区域になるか。

町長答弁

警戒区域の見直しを進める政府の考え方として、年間の空間放射線における原発事故に由来する追加被ばく放射線量の年間被ばく量の段階別に、地域を3区分する方法が示されており、本町は当初から一律同等の取り扱い

を要望しておりますが、具体的な線引き案の提示は受けておりません。

本町のように高線量の区域が複数点在する場合は、国が示した基準によって居住人口の多い市街地や集落域を分断する可能性があり、時代を超えて培われてきた地域コミュニティの分断、心理的な閉塞感や差別意識に繋がる危険性も考えられることから、地域の実情を考慮した上で、同一区分での適用を国に重ねて要望し、協議を行っているところであります。最初に国が発表した空間放射線量推定値による段階区分の方針以降、明確な区域線引き案は頂いておりません。

現在、年間線量段階別の航空モニタリングの結果による年間見込被ばく線量の段階分類地図による話し合いを継続しております。

具体的な区域の適用案

財物の賠償

質問

国が提示している不動産の金額では生活再建には十分でないと思うが、町として国へ働きかけを行っているのか。

町長答弁

不動産の賠償については、これまで双葉郡として国との協議を重ねてきましたが、その協議がすべて整うことなく、7月20日に経済産業省から避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方が公表され、7月24日に東京電力から避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施が公表されました。

協議の結果は、必ずしも満足のいくものではありませんが、家屋の賠償基準において個別評価を盛り込むことなど、協議を通じて改善されたところ

もあります。

町及び双葉郡として、今回の発表は、あくまで下限となるべきものと理解しております。

住民説明会においても、不動産の賠償が低いこと、とりわけ建築年数が経過した建物について今回の賠償基準によれば賠償額が少ないことなどの問題点が指摘されていることから、町民の皆さんへは、基準にとらわれずに自己の責任において、正々堂々と自己主張されることをお願いしてきました。

生活再建が図られるような賠償がなされるよう、今後とも双葉郡の他町村とも連携して国に働きかけを進めてまいります。

チエルノブイリの放射線量の基準

質問

基準に当てはめるとかなり高いが、福島県内に住んでいる双葉町民のことをどう思っているのか。

町長答弁

事故環境でのチエルノ

ブイリにおいて事故後に改訂され、長期にわたって運用されてきた基準がチエルノブイリの基準であります。

この基準を当てはめれば、福島県内の多くの地域が避難義務又は避難選択地域に含まれます。一方、政府はこれまでの一般公衆に適用してきた基準を目標値に改め、安全基準を空間放射線量で年間20ミリシーベルトと定め、その発がんリスクは肺がんの発生リスク以下であるとのアピールを展開しておりますが、新たなリスクを負わせることを前提と受け取れるこの安全基準値が、生活環境として、安全かどうかを判断するには、資料や材料に乏しく、現在も専門家の様々な意見が述べられております。

この基準の引き上げ設定は、唐突的なものであつて安易な根拠によるものと思わざるを得ないもので町としては納得できるものではありません。

新たな基準の根拠についても、発がんリスク以外の明確な説明はなく、

住民の多くの方は懐疑的な目で見ておられるものと思います。

東京電力の原子力事故により、かつての基準の適用が困難な現実を踏まえれば、国はその放射線によるリスクを出来るだけ軽減させる義務を有し、放射線量も平常値に近づく環境を早期に整えるべきものと思うものであります。

それぞれの置かれている立場や職場の事情、社会的環境により福島県内に仮の住居を選ばれた方もおられれば、苦渋の選択や自己または家族の判断で県外へ住居を探された方など、それぞれの事情により避難先を選ばれていることは悔しさと悲しさがこみ上げるものであります。

県内に留められた方々や県外に移られた方々は、止む無くそれぞれの環境で暮らさざるを得ない状況は大変残念であります。



羽山 君子 議員



区域割

質 問

いつ頃示されるのか。

町長答弁

復興の足掛かりとしての区域設定でもあり早い時点での調整が必要なのはそれぞれに認識されているものと思いますが、適用時期については依然として未定となっております。

質 問

町の要望通りにならない場合はどうするのか。

町政を問う

町長答弁

町は町民等しく格差のない補償賠償を求める立場であり、加害者である東京電力と監督者である国に求めることは当然と考えております。

教育長人事

質 問

教育長の選任をいつなさるのか。

町長答弁

学校再開の時期や場所などを含め、早急に教育長の選任が必要です。このような状況を踏まえ、学校教育、生涯学習、スポーツ・文化の振興など双葉町教育行政全般にわたって熱意をもって取り組んでいただけるような人材を、議会と協議をしながら人選してまいります。

中間貯蔵

質 問

2力所の調査候補地はどこか。国からの説明はあったのか。

町長答弁

国が示した図案における双葉町の2力所については、詳細な図案は示されておられません。提供された図案では、双葉町総合運動公園付近と双葉町工業団地付近と思われませんが、詳細なものは示されておられません。

質 問

会議の内容、事務レベルの協議の内容は。

町長答弁

事務レベル協議は、まだ開催しておりません。町としては、なぜそこを候補地とし、他市町村の廃棄物を受け入れるのかについて説明を求めているのですが、回答がありません。

候補地を示された3町で、今後国から話を聞き、進展があれば双葉郡とし

て協議することになっております。

ホールボディ
カウンター検査
利用状況

質 問

これまでの県内及び県外からのバスと車、それぞれの人数は。

町長答弁

旧駒西高校保健室実施分は、9月7日現在、県内から、車利用の方が121名、バス利用の方が31名、今後、県内から車利用予定の方が16名、バス利用予定の方が133名です。県外の方は、車での受検となり、約210名の方を受け付けてしております。

質 問

東海村、ひらた中央病院には何人の予約及び受検があったか。

町長答弁

東海村のJAEAの検査では、954名が、ひらた中央病院では157

名が予約し受検されております。

質 問

町民全体では何人の予約、受検があったか。

町長答弁

昨年2、063名の方が予約され、9月7日現在で1、703名の方が受検されました。

質 問

福島県にある移動できるホールボディは利用できなかったのか。

町長答弁

JAEAと福島県とが所有しており、福島県が実施している検査で利用しております。

質 問

添乗員はつけないのか。

町長答弁

バス会社と添乗員を含めて契約をしました。この添乗員に、バスで来られる方のお世話をさせていただきます。

質 問

検査をする先生の名前は。

町長答弁

検査の専門家から操作の研修を受けた職員が当たっております。

質 問

健康を守るために継続的なことを記録する手帳が必要かと思うが。

町長答弁

内部被ばくの検査結果などの記録ができる(仮称)健康手帳を今後、町民に配布したいと考えており、予算を、今議会に計上したところであります。

質 問

弁当は出せないのか。

町長答弁

これまで、自己負担をお願いしてきました。今後とも自己負担でお願いしたいと考えております。

町政を問う

岩本 久人 議員



今後の町政執行

質 問

受け入れ自治体との協議・場所の選定、設計構想など、現在の進捗状況は。

町長答弁

議会特別委員会の結果を踏まえて、町民のみなさんへの生活支援、効果的な行政サービスの維持継続が可能であり、安全が確認できるまでの間の中長期的に亘る避難を支えることが可能な地域であることを前提条件に場所の選定を行っております。

すが、受け入れ自治体の意向が最も重要ですので、協議を進めているところであります。

仮庁舎の建築についても概略設計を行っているところであり、今議会には、土地の測量並びに建築設計費を計上したところであります。建築費が固まり次第、仮設庁舎建築費の予算化をお願いしたいと考えております。

質 問

町外コミュニティ、仮の町構想について、今後の見通しなど、町としての考えは。

町長答弁

「仮の町」の検討にあたっては、事故前のコミュニティをでき得る限り維持して、町に帰還するまでの間の生活拠点とするものであります。

現在、町の復旧及び復興の基本方針並びに復興計画に係る施策、事業の

策定作業を進めているところであります。

一方で「仮の町」を実現するためには、地方自治の根幹に関わる問題をどう解決していくかがカギにもなっております。さらには、受け入れ側の自治体や住民に対する配慮や説明をし、理解を得ることも必要であります。町としても、平成24年度内に復興まちづくり委員会において計画案のとりまとめをお願いしております。

町民の健康管理

質 問

18才以下の内部被爆検査の対象者と受検者数と受検率は。

町長答弁

平成24年8月末日現在で、18歳以下の内部被爆検査の対象者は1,202名、申込者数が1,027名で、内受検者が1,027名、対象者の85・5パーセントとなっております。

質 問

埼玉支所での内部被爆検査の現在までの受付総数と受検者数と受検率は。

町長答弁

9月7日現在で、申込者数が516名、受検者数が156名、受検率が30・3パーセントとなっております。

質 問

個人線量計貸与における6カ月間の積算線量の統計・分析結果は。

町長答弁

6か月間の積算線量の報告は、現在、回収中となっておりまだ集計しておりません。3か月積算線量を平均しますと、1人当たり、福島県内で0・392ミリシーベルトとなっております。

計算上、この数値を日数と24時間で1時間当たりに割り返しますと1か月目が0・212マイクロシーベルト、2か月目が0・193マイクロシーベルト、3か月が0・182マイクロシーベルト

となっており、線量が若干ですが減少しております。

質 問

放射線管理区域とされる3カ月積算1・3ミリシーベルト内での健康管理対策は。

町長答弁

1・3ミリシーベルトは、放射線業務の事業で、年間5ミリシーベルトを3カ月に割り振ったもので、現在、福島県内にはこの数値を超える多くの地域があります。この地域にお住いの方の健康管理対策としては、今後、被曝、とりわけ内部被曝を避ける、最小限とするため、食べ物、飲み物に汚染のない食品を確保するなどが重要となっております。

今後とも、可能な限り、被曝を避ける生活、意識行動を心掛けていただきたいと考えます。

質 問

被爆者健康手帳に準じる放射線管理手帳の作成・配布の考えは。

町長答弁

内部被ばくの検査などの継続的な記録は大変重要なことでありますので、検査結果などの記録ができる(仮称)健康手帳を今後、町民に配布したいと考えており、予算を今議会に計上したところであります。

質 問

特定健診で放射線影響による検査追加項目はあるのか。

町長答弁

直接、放射線影響による検査追加項目はありませんが、昨年の健診から、特定健診の通常検査項目に、赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、白血球数、白血球分画、血小板などの9項目を追加し、県民健康管理調査の検査項目と同じ項目で実施しております。白血球数、白血球分画、血小板は、感染症や白血病などを見つける手がかりの検査となっております。

伊澤 史朗 議員



役場機能

本体移転

質 問

現在までの取り組みは、6月定例会の町長答弁で今年度内に移転すると発言したが、今後のスケジュールは。

町長答弁

議会特別委員会の結果を踏まえ、庁内検討委員会において、場所の検討を行っております。さらに、受け入れ自治体の意向が最も重要ですので、移転先自治体との協議を進めているところであります。

町政を問う

ます。

仮庁舎の建築についても概略設計を行っているところであり、今議会に、土地の測量並びに建築設計費を計上したところであります。

概略設計に関しては、職員一人当たりの必要面積並びに会議室等を含めて、規模を決定したいと考えており、建築費が固まり次第、予算化をお願いしたいと考えております。

原発被災者の
補償賠償

質 問

町として、どのように取り組んでいるのか。

町長答弁

これまで双葉郡として国との協議を重ねてきましたが、その協議がすべて整うことなく、7月20日に経済産業省から避難

指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方が公表され、7月24日に東京電力から避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施が公表されました。町及び

双葉郡としては、あくまで、下限となるべきものと理解しております。今回の賠償基準には、いまだ不十分な点も多く見られますので、双葉郡として要求書を国に提出しているところです。今後とも双葉郡で連携しながら、賠償基準の見直しを国に求めてまいります。

質 問

町の考え方と町民の皆さんの考え方に温度差はないか。

町長答弁

国による賠償基準の考え方の公表を受けて、町民の皆さんに対する説明会を開催し、町民の皆さんの意見を直接伺いしてきたところです。ご意見の多くは、今回の賠償基準が納得できるものではなく、生活再建の見通しが立てられないというものでした。この考えは

私も同じであり、町民の皆さんの考え方に温度差があるとは考えておりません。

質 問

補償が遅々として進んでいないように感じるが、町の対応は。

町長答弁

賠償基準の住民説明会においても、東京電力に対して賠償が進んでいない旨の発言が目立ちました。町としても、国及び東京電力に対して迅速な賠償を進めるよう求めてまいります。

双葉町弁護団

質 問

現在までの実績は。

町長答弁

9月12日までに、244世帯623人が弁護団に依頼をしております。

質 問

現在までの5,000万円の支出状況は。

町長答弁

平成23年度は433万円、平成24年度は9月12日までに186万円の支出がなされているところです。

質 問

予算を認める条件として双葉郡内の町村と連携することが入っていたが、現状は。

町長答弁

双葉地方町村会でも損害賠償のあり方について議論を行っていますが、賠償について、他の町村との考え方に温度差があるのが実情で、今のところ弁護団を組織した住民支援対策を行っている町村はほかにありません。しかしながら、今回国から提示された賠償基準の考え方についても、精神的損害が10万円などのように、賠償内容は極めて不十分でありますので、今後もし引き続き双葉郡の他の町村と連携を図りながら、国及び東京電力に対して、適切な賠償を進めるよう求めてまいります。

来年度予算

質 問

町としての歳入不足をどのように補うか。

町長答弁

平成25年度の当初予算編成にあたっては、国の動向等を把握しながら、状況の変化に的確かつ堅実に対応していくことはもちろんのこと、国・県から交付される復興財源の可能な限りの活用に向けてまいります。予算編成において、歳入の減収により事業財源に不足が生じる場合には、財政調整基金等の取り崩し、地方債の発行等を予算に計上せざるを得ませんが、地方債の発行にあたっては、後年度において公債費負担が過大とならないよう発行額を最小限にとどめるなど、財政の健全化にも配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

議会のらびら

9月

12日 ◆ 議会運営委員会

◆ 議会全員協議会

18日 ◆ 25日

◆ 第3回定例会

27日 ◆ 議会全員協議会

◆ 議会報編集委員会

10月

3日 ◆ 双葉地方町村会・議長会要

望活動

15日 ◆ 議会運営委員会

◆ 議会全員協議会

◆ 第2回臨時会

◆ 議会報編集委員会

17日 ◆ 町民と議会との懇談会

(南相馬市)

18日 ◆ 町民と議会との懇談会

(福島市)

19日 ◆ 町民と議会との懇談会

(郡山市)

22日 ◆ 福島県町村議会議員研修会

23日 ◆ 町民と議会との懇談会

(会津若松市・新潟県柏崎市)

24日 ◆ 町民と議会との懇談会

(郡山市)

25日 ◆ 町民と議会との懇談会

(いわき市)

29日 ◆ 町民と議会との懇談会

(白河市)

福島県
町村議会議員研修会

10/22

郡山市のユラックス熱海において、県内の議会議員を対象とした研修会が開かれました。

政策研究大学院大学教授の飯尾潤氏による「震災からの復興や今後の展望」、毎日新聞論説委員の与良正男氏による「これからの政局・政治展望」と題する講演がおこなわれました。

第2回 臨時会

10/15

平成24年第2回臨時会が10月15日に開かれ、一般会計補正予算案が賛成全員で可決されました。

○平成24年度一般会計補正予算

歳入歳出総額53億1,459万円のうち、歳出を補正するもの。

【主な内容】

議会費の町民と議会との懇談会に係る旅費43万5千円、総務費の仮庁舎整備に係る建築確認申請手数料35万円、建築調査設計業務委託料1,500万円を追加し、予備費を減額するもの。

町民と議会との懇談会

10月17日から11月7日までの日程で町民と議会との懇談会を開催しております。

懇談会の内容については、次号(平成25年2月発行予定)の「議会だより」でお知らせしたいと思います。

1年間ご愛読ありがとうございました。
これからもよろしくお願いいたします。



(編集委員一同)

編集後記

昨年3月11日未曾有の大震災により、被災された方々にお見舞いを申し上げると共に不幸にもご家族を亡くされた方々に衷心より哀悼の誠を捧げます。

加えまして、福島第一原子力発電所事故に伴い、厳しい避難生活を余儀なくされている方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

さて、9月定例会を中心として議会だよりを作成しましたので、お届けいたします。

いたらぬ点多数あると思いますが、工夫して分かり易く作成したつもりですので一読していただければ幸いです。

一日でも早い復興を願っての編集後記とさせていただきます。

(高萩)

【編集委員会】

委員長 菅野博紀
副委員長 白岩寿夫
委員 羽山君子
委員 高萩文孝